

船舶事故調査報告書

平成27年12月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成27年5月14日 07時29分ごろ
発生場所	広島県呉市 ^{いづき} 斎島南方沖 来島梶取鼻灯台から真方位242° 5.1海里付近 (概位 北緯34° 04.7′ 東経132° 48.1′)
事故の概要	コンテナ船 ^{チャッタノオガ} CHATTANOOGAは、漂流中、また、ケミカルタンカー ^{エスティオアー アイリス} STO IRISは、南西進中、両船が衝突した。 CHATTANOOGA は、左舷外板に凹損等を生じ、また、STO IRIS は、右舷船首部に凹損等を生じた。
事故調査の経過	平成27年5月25日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A コンテナ船 CHATTANOOGA（リベリア共和国籍）、9,743トン 9611034（IMO番号）、PAPAY SHIPPING LTD. B ケミカルタンカー STO IRIS（大韓民国籍）、741トン 8808006（IMO番号）、STO CHARTERING KOREA CORPORATION
乗組員等に関する情報	A 船長A（フィリピン共和国籍）、免状不詳 B 船長B（大韓民国籍）、一級航海士（大韓民国発給）
負傷者	なし
損傷	A 左舷外板に凹損及び擦過傷 B 右舷船首部に凹損及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：潮流 北東流約1ノット
事故の経過	A船は、操舵機の修理を行うために運転不自由船であることを示す 形象物を表示して漂流していた。 船長Aは、A船の左舷船尾方から接近するB船を視認したが、VHF無線電話で注意喚起を行い、汽笛を吹鳴したので、いずれB船が漂流中のA船を避けて航行するものと思った。 船長Bは、単独で船橋当直中、海図室で作業を行いながら航行を続けていた。
分析	A船は、船長Aが、B船が運転不自由船であることを示す形象物を表示して漂流中のA船を避けて航行するものと思い、漂流を続けていたものと考えられる。 B船は、船長Bが、海図室で作業をしていて見張りを行っていなかったことから、漂流中のA船に気付かなかったものと考えられる。

原因	本事故は、B船の船長Bが見張りを行っていなかったため、B船が運転不自由船であることを示す形象物を表示して漂泊中のA船に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行中は、常時適切な見張りをを行うこと。